

はじめに

(1) 背景と目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、三陸海岸から房総半島に至る太平洋岸で、大津波により甚大なる被害が発生した。広範囲で大きな揺れが観測され、内陸のさいたま市でも震度 5 強を観測した。首都圏では、建物被害による被害が発生したほか、鉄道の運休により、多くの帰宅困難者が発生した。

また、水害についても、平成 16 年には観測史上最多の 10 個の台風上陸により全国各地で甚大な被害（浸水・土砂災害等）がもたらされた。平成 20 年には、局所的な集中豪雨が都市部を襲った。このように、気象条件の変化に伴い、都市型水害（河川堤防の決壊等に伴う洪水、内水氾濫、土砂崩れ）の危険性が指摘されている。

国は防災基本計画において、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進する」ことを規定した。埼玉県は、このような背景から被害想定を見直し、内閣府も首都直下地震による被害想定を見直したところである。水害についても、中央防犯会議は平成 24 年 9 月に「首都圏大規模水害対策大綱」を決定し、これを踏まえ平成 25 年 11 月に首都圏大規模水害対策協議会が開催されている。さいたま市もこのような動きを踏まえ、平成 22 年 3 月に作成した「さいたま市被害想定調査報告書」（以降、さいたま市平成 21 年度想定）を見直すこととし、さいたま市に大きな被害をもたらす可能性のある地震、水害の想定を見直し、人口・産業構成等の最新の地域特性を考慮した被害想定を実施する。その結果及びデータを、今後の防災対策及びさいたま市地域防災計画に反映するための基礎資料として活用する。

(2) 基本方針

以下に、被害想定における基本方針を記す。

- 東日本大震災による被害状況を反映するとともに、フィリピン海プレート上面の深さが従来の想定より浅いという新たな情報を取り入れる等、最新の科学的知見を踏まえる。
- 地震動・液状化危険度等を 50mメッシュできめ細かく評価する。
- 地震の想定においては、埼玉県との防災上の連携に齟齬がないように、埼玉県による平成 24・25 年度地震被害想定調査の内容を踏まえる。
- さいたま市平成 21 年度想定以降、住宅、道路、上水道等、都市環境の変化に対応した、新たなデータをもとに想定を行う。
- 水害の想定では、定量的に危険性を想定できる河川堤防の決壊等に伴う洪水（外水氾濫）を対象に、浸水建物棟数や被災人口を想定する。

(3) 本調査結果を利用する際の留意点

本調査の結果を利用するにあたっては、以下の留意点に十分注意する必要がある。

さいたま市は、市民の生命、身体及び財産を地震から守るために、最新の情報や知見に基づいて地震被害を想定した。

しかしながら最新の知見といえども、地震動・洪水の想定や被害の想定手法は多くの仮定に基づいており、建物等の施設の強さにはバラツキがある。特に火災被害や生活支障等は、地震発生時の自然条件・社会条件によって被害の様相は大きく異なるものである。

よって、この被害想定結果は個々の建物や宅地の特性を反映したものでなく、全体像を想定したものであるため、想定結果を活用する場合には、この調査の性格を理解していただきたい。

なお、本報告書では、内閣府、埼玉県、さいたま市による報告書等について、以下のよう
に名称を省略して記す。

- さいたま市平成21年度想定
さいたま市被害想定調査報告書、平成22年3月
- 埼玉県平成19年度想定
平成19年度埼玉県地震被害想定調査報告書、平成20年3月
- 埼玉県平成25年度想定
平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（結果概要）、平成25年11月
埼玉県地震被害想定調査について－地震動の推計結果－、平成25年8月
- 内閣府(南海トラフ、2013)
中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ：南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）、平成24年8月
中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ：南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）、平成25年3月
- 内閣府(首都直下、2013)
首都直下地震モデル検討会：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書、平成25年12月
中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ：首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）、平成25年12月

また、被害想定結果における集計表等では、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。